

2017年1月27日

東京地方裁判所による『日本会議の研究』出版差し止め命令に抗議する

一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会  
一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会

本年1月6日、東京地方裁判所は、菅野完著『日本会議の研究』（扶桑社刊）について、出版差し止めを認める判断を下した。政治団体「日本会議」の実像に迫ったノンフィクション作品について、本文中で言及された男性が名誉毀損であるとして出版差し止めの仮処分を申し立て、東京地裁がその主張を一部認め、本件書籍の出版を差し止めたものである。

もとより我々は、出版物による名誉毀損等には十全に配慮をしており、万が一、違法に侵害した場合には損害賠償などの措置が講じられることを理解しているが、東京地裁が本決定の前提とした北方ジャーナル事件の最高裁判決にあるとおり、「公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないもの」であり、これを冒す出版差し止めは、ごく例外的な措置でなければならないはずだ。

しかしながら東京地裁は、当該男性の公共性を相対的に低いものと認定して出版差し止めの要件を引き下げ、当該男性が申し立てた6箇所のうち5箇所の記述については退けながらも、1箇所の記述について「真実でないことの相当程度の蓋然性があるといわざるを得ない」等の理由で申し立てを認め、出版の自由を奪った。当該記述が、出版差し止めに相当する「重大かつ著しく回復困難な損害」を被らせるものであるとの判断についても疑問を抱かざるを得ず、東京地裁も認める本件書籍の公共性を考えれば、本決定は国民の知る権利を大きく阻害するものである。

また今回、出版差し止め要件を緩和した決定が出されたことにより、一部の人間にとって不都合な内容を含む出版物に対して、同様の申し立てが誘発される懸念がある。本決定が先例となれば、今後多くの書籍や雑誌等が出版差し止めの脅威にさらされかねない。これは、表現の自由そのものを揺るがす重大な問題である。

我々は、出版・言論表現・報道の自由を制約する今回の危険な決定に強く抗議する。

以上